

## 2. [資料] 外部評価委員発言記録

(以下、15:00～16:20 質疑・意見 における記録)

【栗林委員長】 それでは、3時になりますので、再開させていただきたいと思います。先ほどご案内にありましたように、3時から、委員の方々を中心に、それぞれの評価基準についての質問、それからコメントをいただいた後、別室にて評価全体を委員会でお話ししたらと、そういうふうに思います。それで、基準ごとの自己評価をして、認証評価の中では、これは本日の外部評価と直接関係のあることではありませんが、認証評価の準備段階を兼ねているというふうに考えれば、それぞれの基準を満たさなくてははいけません。一つでも認証評価では基準を満たしていなければ、次年度でもう一回おやりください、ということになるということで、それぞれの観点に従って自己評価をするということになっております。

それで、基準ごとの自己評価というのは、全体として見ますと、国公立を通じて教育機関としての公的な性格を明らかにするために、まず大学の目的、そしてその目的に沿った機関...設置ですね、研究組織、教員、教育支援者というものを整備しているかどうか。で、その整備に基づいて学生を受け入れているのかどうか、これは活動内容などですけれども、基準5がその詳細な内容になりますけれども、教育内容及び方法、その結果何が得られましたかというのが基準6の教育の成果、そして、教育の成果を生むに至るプロセスで、学生さんをどう支援していますか、設備・施設は整えていますか、ということを精査した後、PDCA サイクルにあったように、今後の改善に向けてどういう取組をしていますかという、ある種のストーリー化された検査的な記録かと思えます。

ですので、基準に従って、それぞれの委員の方からご質問、それから評価の内容に係るようなコメントをいただけたらと思います。それぞれの委員の方たちには目を通していただいて来ていると思いますけれども、そのストーリーの順番でいきたいと思いますが、基準1と2は栗林が担当させていただき、基準3と4については山本委員に、基準5、これは内容が非常に多岐に亘っております、実際の内容を見てもらうところですので、位藤委員にお願いしております。基準6と7は山崎委員にご発言いただくということで、基準8と9は安部委員にお願いするということを決めて、大体それぞれ10分くらいでコメントをいただきたいと思います。持ち時間は15分ということになっておりますけれども、おそらく私自身もそうなのですが、全体で皆さん目を通してきておられると思いますので、自分の担当基準以外のところでご質問とかご発言とかあろうかと思っておりますので、10分を目途にそれぞれお話しいただけたらと思います。

それでは、早速ですけれども、基準1と2に関わって、私の方から、僭越ですけれども発言させていただきます。

まず、質問なのですけれども、基準2の観点2-1-1の「観点に関わる状況」の最後に、責任指導体制を明確にしているというふうに掲げていただいて、これは、教育上の指導体制の特徴の一つというふうに、先ほども説明いただいたかと思うのですが、この内容について、もう少し

詳しくご説明いただけるとありがたいのですけれども。

【重松理事】はい。指導に当たっては、それぞれ担当教員というのを決めておまして、主担当、副担当というので、これは一応、別添資料5-1-1-2『履修の手引き』の最後にあるのですが、205ページから207ページ辺りですね。それぞれ、教員の名前を分担的に書かせていただいたものです。

【栗林委員長】別添資料は付けていただいているのですけれども、これが何を意味するのかということがちょっとよく…。

【重松理事】はい。学生がそれぞれ専修に入って、学びを進めるわけですが、その専修では、誰がその2つの課程が教育学部にあるわけですが、指導教員として配置されているかということが学生にも見えるような形で把握しておまして、この教員のもとに、学年指導教員、あるいは教育実習の指導教員などの分担をさせていただいております。

【栗林委員長】よく分からなかったのは、我々の大学ですと、機械的に学年の指導教員ということで、それぞれのコースごとに単純に機械的に決めておるものですから、そういうことではなくて、情報として、公開してオープンにして、学生に分かりやすく明示するという、そういう趣旨でしょうか。

【重松理事】どうしても学年指導教員だけだと、なかなか指導が行き届かないところもありますので、この者が全体として、トータルで指導に当たる、責任を持つというふうに明示させてもらっております。

【栗林委員長】ありがとうございます。

【山邊副学長】補足いたします。緑色の『奈良教育大学 2007年度大学案内』、この冊子をお手元に置いていただきまして、その、2つの課程が学部にあることは先ほど説明いたしました、この緑色の大きな奈良教育大学という活字のパンフレットの7ページを開けていただきますと、先生方のお名前が挙がっております。本学は、大学教員は110名位なのですが、この学校教員養成課程に対してコース名が左端にあり、その右側に専修名がございます。で、教授・助教授ということで、◎と○が付されていることが分かるかと思えます。◎は、学校教員養成課程に責任を持つということで、○は、副担当という表現をしております。副担当であっても卒論指導ができるのですが、勿論合宿研修とか、1回生の導入科目で、基礎ゼミナールというのがあるのですが、それについては◎を付した担当教員がそのコース・専修の学生に指導するというような体制を取っております。

飛びまして、17ページの方を見ますと、総合教育課程の方についても、◎の担当教員 主担

当教員 と、○というふうな区別をしております。

まあ、議論のあったところですが、例えば教科教育の教員は、新課程の副担当にもなれないという、一応のメリハリは付けてございます。これは、経緯が…新課程ができたときに入り口が違って出口が一緒という批判がよくあったことで、見える形、こういう学生相手にでも、誰が面倒を見てくれるのか、責任指導体制を明確にするということで、担当・副担当という制度を設けてございます。

【栗林委員長】ありがとうございます。時間を取って恐縮なのですが、もう一つだけ分からなかったところで質問させていただきたいのですが。評価書 13 ページ、同じく基準 2 なのですが、学校教育教員養成課程での教育方針というのは、12 ページの所に 4 つの これも繰り返し出てくるものなのですが、方針が挙がっております。学部教育では、こういう方針で教育される、人材育成されるということなのですが、それでは、そういう学生さんが大学院の方へ、志のある方は進まれるのだと思うのですが、大学院で、そういう基本的な教育方針というのはどういうふうに変質化されるのか、ということが体制のうえではよく見えてこないということがございまして、この点については、多分外部から現職教員等の方が大学院へ来られるということもあって、そういうことになっているという要素はあるのかと思うのですが、少なくとも体制の面でそれが分かりにくいという嫌いがあるのではないかと。この点はどういうふうにお考えなのか、教えていただきたいと思えます。

【重松理事】はい。今回、大学院の改組も行っているわけですが、やはりご指摘いただきましたように、学部から大学院への接続性ということについて、形の上で多少見えにくい、あるいはその違いが明確に把握しにくいということをご指摘いただきました。そういった意味で、ご指摘のとおり見えるような形にしたいと思うのですが、基本的にはこういったものを学生にも分かるように、できるだけ広報というような形で説明させていただいているのですが、これを開けることで学生がどれだけ認識しているか、あるいは教員が…そういう評価についてはまだ十分にしていないというところは、ご指摘のとおりでございます。

【栗林委員長】時間を取って恐縮です。そうしましたら、基準 1 については、奈良教育大学のそもその目的に沿って、目的どおりの活動をしておられると。

それから基準 2 については、今ご質問したこと以外については、実質化を図るような様々な取組をよくなされていると思いますので、体制全体としては問題がないのではないかというふうに、私としてはそういう印象を持ちました。どうもありがとうございました。

また基準 1、2 についてご発言いただくのは、一通り基準が終わってから自由にご発言いただくということにさせていただいて、とりあえずは担当ごとの基準を先に済ませていただきたいと思えます。

では、山本委員の方から、基準 3 及び 4 に関わって、質問またご意見をいただきたいと思えます。

【山本委員】 それでは、基準3に関わりまして、私からは、質問というよりは感想めいたコメントになると思いますけれども、いくつか気付いたところを。

基準3の中の観点3-1-6、24ページの下の方になりますけれども、ここで、大学の目的において、教員組織の活動を活性化させるための適切な措置が講じられているかという項目がございます。拝見いたしますと、いろいろ人数的なバランス等、状況を示していただいているのですが、この「活性化」というところに注目しますと、「活性化」のイメージがどのように捉えられているのかがこの中からはちょっと読み取りにくいなという気がします。で、括弧内で「例えば」として挙げられております年齢、性別のバランスへの配慮、といったことについて、その通り状況が述べられているわけですが、そのことが本当にその活性化につながっているかどうかの検証はなされていないというか、大変しにくい問題とは思いますが、検証が不明ではないかと。まあ、一般論としては、こうした先生方の数値的なバランスが取れていることが望ましいのだろうと考えるわけですが、評価の目標値となるものがよく分からないという、そういう印象でございます。

続きまして、27ページの観点3-2-1ですが、ここでは教員の採用基準、評価基準等が明確かつ適切に定められているかどうか、また、運用されているかどうか、特に学士課程においては指導能力の評価、大学院課程では教育研究上の指導能力の評価が行われているかという、こういう項目がございますけれども、3つの方法が紹介されております。何回か読み返したのですが、基準とその運用が必ずしも統一感を持って行われていないような、そんな印象が文章からはございます。これら3つの方法の必要性と課題意識をお持ちなのだというふうに読ませていただきました。この観点の特に後半の指導能力の評価は、これはもう必要性は認識されているのですが、実質的に行われていないような読み取り、私にはそういう解釈でよいのかな、というふうに思いました。

次のページ、28ページの観点3-2-2ですが、ここで、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているかという観点が述べられているのですが、書かれている内容もごくあっさりしておりますし、やや不十分な印象を受けました。大学改善に向けて、こうした評価及びその活用の必要性について、先生方の共通の認識が深まっているのかどうかというのが最大の課題だろうと思っておりますけれども、奈良県教育委員会も教員評価を始めているところでございますけれども、全く同じ課題を抱えているという状況でございます。

次に、観点3-3-1、29ページでございますけれども、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているかという、この観点でございます。研究内容と授業内容との相関については、大学紀要あるいはもう一つ根拠として大学教員一覧に現れているというふうに...相関が示されているというふうに評価はなっているのですが、私も少し拝見いたしましたけれども、私の拝見した範囲では、相関が示されているというのは少し過大評価ではないのかなという印象を受けました。例えば、大学教員一覧の研究と教育の欄を拝見しますと、それぞれ個性的な書き方をされていて、最初に統一した書き方が決められているのか

なという印象でございます。教育方針が書かれていればよい方で、研究は研究、教育は教育という印象の表記ですとか、それから単に教育的信条・モットーが書かれておられる方もございますし、教育に関して全然書かれていない、中には「教育方針 coming soon」と書かれているのもあって、まあいろいろだなという印象でございます。

この基準3の最後のまとめとして、優れた点、改善を要する点、それから概要を読ませていただきましたけれども、各観点ごとの表現よりも、少し問題意識を、トーンを落として淡々と表現されているという、そのような印象を受けました。

それから基準4につきましては、全体として適切に運用されているとして、評価も妥当だという印象を受けました。ただ、この中で、何度も出てきております「アドミッション・ポリシー」ですけれども、このアドミッション・ポリシーの役割を単に大学にとって都合のよい生徒を集めるということではなくて、学習の場を求める学生と学習の場を提供する大学とのマッチングの機能、そんな視点で捉えた場合には、この中の観点4-2-1でアドミッション・ポリシーに沿った受入方法が実質的に機能しているかどうかというようなところが観点到り挙がっておりますけれども、後ほど出てくる基準の6や9にあるように、学生の学校満足度との相関で判断するような視点も必要ではないかと思われました。

ちなみに奈良県の教育委員会では、今年度県立高校の入試改善をする際に、それぞれの学校が求める生徒像を明示するという取り組みなのですが、実際に発表するまでには学校の都合のよい話ばかりで、調整に苦慮したということもございます。それから、今回、高校生の意識調査、全ての学校、全ての学年1クラスずつで意識調査を実施いたしましたけれども、なかなか「行ける高校から行きたい高校へ」という、そういうことを目指した入試改革が十分評価できるかどうか疑問だなという結果でした。ちなみに、この学校へ行きたいという生徒は8割くらい、行きたくなかったのに入っているという生徒が2割くらい、それを高いと見るのか低いと見るのかというところはあると思うのですが、そんなこともございました。以上です。

【栗林委員長】ありがとうございます。それでは続きまして、基準の5について、位藤委員の方からお願いできますでしょうか。

【位藤委員】はい。私が担当いたしました基準の5、具体的な教育のカリキュラムとか授業に関わる内容でございまして、大小取り混ぜて、私が気付きましたところを申し上げたいと思います。

まず大きな1つめになりますが、先ほどご説明もございました基準5の観点5-1-1にカリキュラムのフレームワークの構築という、大変これは大事なことだなという、是非私の方でも参考にさせていただきたいと思ったところがございます。これは4年間の見通しということで出されているのですが、先ほどちょっとご指摘のありました大学院とのつながりといいますか、それがちょっとバラバラに見えてくるのですね。大学院のみで入ってくる人もいるのですが、一貫した視点というのが出てくるのかどうか、ちょっと気になりました。

それから、49ページになるかと思うのですが、カリキュラム・フレームワークとの関係ですが、この授業との関連というところに関わって、組織の話、教育課程の編成のことがございます。

教育企画委員会、それから教務委員会、FD委員会といったような組織が出てきているのです。これは、私の方の大学でも大変苦勞しておりまして、FDの学生評価、授業評価の結果をいかに活かしているかというのが認証評価でも随分強く問われてくるのですが、学生の場合徒勞感もあったりするのですね。それでちょっと半年休止したりして。それで、問題の大きな、組織の問題がございまして、FD担当の副学長と、それから教務等を担当する副学長がいずれもおりまして、そのあたりを一本化するということがあったのですが、この委員会、それも法人室、それから教授会の選出委員会、その横の連携というのが、特にこの授業改善となってくると、非常に大きな意味を持ってくるかと思うのですが、その具体的な姿が、構造上は示していただいているのですが、少し見えにくい。そのあたり、具体的、有機的な関連づけをどうお考えかということをお伺いできたらなと思いました。

それから、これはどちらかということ、前の基準に関係するのかと思うのですが、編入学を総合教育課程の一部でしか実施していらっしゃらない。私どもの教員養成は、現在一本化しておりますが、2年次、3年次に受け入れておりまして、短大とか一般大学で教員になりたいということで、希望者がかなりおります。将来的に、その教員養成への受入といったことを編入としてお考えなのか。これは編入学生の手当問題とも関わってくるかと思うのですが。

それから、観点5-1-5、53ページ辺りだったと思うのですが、そこには単位の実質化ということで、履修登録の上限設定とか、GPA、オフィス・アワー、指導担当というのが示されているのですが。私のところの場合は上限設定もしておりますが、特に気になりましたのが、1つの単位、1単位を認定する場合に、標準45時間というのが大体出てきておりまして、講義・演習が15時間、それから実験とか実習とかいったものが大体30時間、外国語の場合が30時間ですから、残りの講義・演習でしたら30時間、それからその他の実技的なものでしたら15時間分が、自主的学習によって、やはり学生がクリアしなければいけない「単位の実質化」だと思っております。これは次の項目にも関係するかと思うのですが、そういった意味では、自主学習に向けてシラバスに記入したり、それから私ども教員のシラバスだけではなくて、授業の実施報告も書くのですが、その中でどうしたかということを書くということがありまして、先ほども授業以外の自主的な学習ということがございましたが、実際に指導する立場からの授業との関連を含みながらの手当といえますか、そういったことも必要かなど。これは、私どもは履修案内に明記して、それを促そうということを考えております。

それから、56、57ページにかけまして、基礎学力という問題が出て参ります。この基礎学力というものをどう捉えるかということで、高校で履修していない科目等があるかと思うのですが、一つは大学で、高校の時にも習っているのだけれども、大学の授業では難しく落ちてしまう、いわゆる再履修学生の場合、私どものところでは5時限目に別クラスを設けて、そこで修得できるようにとか、それから高校で履修できていない科目、補充教育というような言い方をしております。これは教科とか専攻により対応するということが現在行われております。

それから、単位の僅少者につきましては、各担当の指導教員のところに教務の方から回ってきまして、個別に指導といえますか、対応をしております。この基礎学力の実態というものをもう少し掴んだうえでの対応、私ども個別の対応、学科単位の対応でしかできておりませんので、全

学的なことはまだこれからなのですが、そういう中身ができた理想の対応が必要かなというふうに思いました。

それから、観点5-3-3になると思うのですが、異議申立制ということにつきましては、これは学部・大学院もそうなのですが、実際の有り様は全く同じです。ただ、方向としては制度化を求めるということで、何らかの形でそれが必要なのかなと思います。

それから大学院、後半が大学院の教育課程となっております、早くスタートされた分だけ、大変積極的な面も…附属とかあるいは公立学校と連携して進められて、大変充実していると思うのですが。

特に研究指導ということで、62 から 63 ページ、実質として複数体制を取られているということは分かるのですが、私どもの場合ですと、具体的に学生便覧の中に2人の指導教官ということを入学当初から明記しております。学生が希望するものと、それからマル合の関係がございますので、専修の方で指定するという、そういう2人体制を最初から取っているという、そういう明記した形のものがあるといいなということを感じました。

私の担当しましたところは以上でございます。それで、一人一人の個別の学生につきましての入学から卒業、それから就職、一貫した形で実際内容として捉え　これは後にも関係してくるのかと思うのですが　その体制がどういうふうになされているのか、いろいろな委員会が関わってきていますので、なかなか統一した視点で、求められているところはなかなか取り上げにくいということもありまして、そのあたりのところも教育の実際の内容と関わって、お教えいただけたらと思いました。以上でございます。

**【栗林委員長】**今の時点で、ご指摘いただいたご質問に答えていただいた方がいいのでしょうか。位藤先生、どうでしょうか。

**【位藤委員】**もし今伺いできることであれば、伺いできたらと。

**【栗林委員長】**そうですか。そうしましたら、FDの取組の実質化という点が一つあったかと思えます。それから単位の实質化については、仰ったように15時間の講義で残り30時間分をどういうふうに実質化していますかという、この問題は各大学それぞれが今まで言われてきていることであるのですけれども、それに対する取組。それから成績評価の正確さのための異議申立等の制度化、そういうことについての取組。あるいは研究指導体制の取組について。今お答えいただける範囲で簡単にご説明いただけたらと思えます。

**【重松理事】**はい。「カリキュラム・フレームワーク」に関わっては、今、教育課程開発室の学長補佐も来ておりますので、詳しくはまたご説明しますが、ここで大学院も意識しながら拡充しようということは議論していますが、まだ具体的に大学院の枠組みまでは、残念ながら十分拡張されておられません。森本先生、そうですね。

【森本学長補佐】はい。

【重松理事】それから、FDの成果をどう活かすかということで、教育企画委員会には、実は各種の委員長にご参加いただいております。それで教務委員長もFD委員長も入っております、私が教育担当でこの教育企画委員会の委員長を務めておりました、実は今日あるのですけれども、全ての学生の学習指導に関わって連絡連携を取ろうとしております。これについて、FDについては、ここにFD委員長の安藤教授が来ておりますので、また必要があれば話していただきます。

それから編入学につきましては、ご指摘のとおり、まだ一部での実施であり、教員養成課程での実施ということは検討しておりますが、教育実習との関係等々でまだ実現には至っておりません。

それから単位の実質化につきましては、仰せの通り、まだ十分に対応について明示しておりません。

それから、個別の学生の入学から卒業まで。例えば一例で、先ほど入試に関わって十分説明できなかったのですが、昨年度から地域推薦をやりました。その地域推薦では、1年目は11名、今年は10名ですけれども、その者については、より明確な目的というのがありますので、一貫した指導教員の指導体制というのを敷いて入学から卒業という体制を取っております。全員については、指導教員制というので1年生から3年生、あるいは1年生から2年生をやって、3、4年生というのを学年担当教員が受け渡しをしていくという形で、最後の卒論のところで卒業に対して、あるいは就職に対して指導等補助をしているといったところです。

何か補足は如何ですか、森本先生。

【森本学長補佐】カリキュラム・フレームワークは、今年、学部を対象に作っております、これは単にフレームワークを作るということではなくて、それが達成できたかどうか、証拠を示すという形で、ポートフォリオという形でサーバーに入れまして、学生も我々も見るという形で、かなり具体化したもので進めていく予定です。

大学院に関しては、まだ立ち上げておりませんが、専門職大学院を今構想しております、そちらの方では同じような理念でフレームワークを作成中ですので、そちらの方との接続は比較的スムーズにいくかと思っております。現行の大学院に関しては、さらにまた改組がありますから、それを見据えて作らなければならないと思っておりますが、まだ現状はできておりません。

【山邊副学長】先ほど山本先生のご質問で、基準3でいくつかご指摘・ご質問があったかと思っております。観点3-1-6、教員組織の活性化という観点ではどうかということでございますが、これは、括弧の中には、外国人教員の確保、任期制・公募制等の例が挙がっております。勿論国立大学でございますから、従来から公募制は採っていたところで、任期制は次の26ページにございますように、18年度から新たな雇用形態ということで、プロジェクトやあるいは特任教授という形で動き出しております。そういう括弧の例の中で具体的に求められることは実施しているつもりですが、それが活性化ということになっているのかという点については、いろいろ分析して

みる必要があるかと思えます。以上が観点3-1-6でございました。

観点3-2-1、教育指導上の能力はどうかという点がございます。ここには求められている観点で教員の採用、昇任基準での明確さと教育上の能力をどういうふうに評価しているかという設問になっておりますけれども、確かに従来はそういう採用及び昇任人事において、教育の方の実績というところが重たかったことはございます。しかし最近では、やはり教育歴だけではなくて、教育上の能力、採用人事の時には模擬授業をやるというのは定着してきたのではないかと。従来ではもちろん指導能力を問う体制にはなっておりますし、大学院では合、マル合ということで、これはもう研究指導能力というところは問われるかと思えます。観点がどの程度の教育能力の深さを求めるか、ちょっと分からないところもございますが、大学としての意識としては、教育上の能力は必要であると、もっとはっきりした形、現在教育研究評議会でその教育能力をどう問うか、学校教育法の変更に伴う新しい基準というのを設置している途中でございます。

観点3-2-2、教育評価でございます。これは、FDの方は私の担当ではございませんが、観点3-2-2、28ページでございまして、個人評価の中で教育評価、授業担当や卒論指導生、数量的なことと、内容の自由記述を書いてもらうという、これを18年度では個人評価の対象といたしました。これを今後どう使うかというところ、ちょっとまだ試行...17年度は完全に試行で、18年度は大分教育評価については数量的なことだけではなくて、内容的な教育指導上の評価というものをしております。これについても、もうちょっと見える形の評価になっていくと...今発展途上と私自身は思っております。

観点3-3-1でございまして、これはご指摘の点があります。ホームページでご覧になりまして、各教員の自己アピールというところ、当然教育と研究の接点というのをはっきり出すべきなのですが、これを明確に出している教員もいれば、多少どうかというところがございます。これはご指摘が当たっていると思えますし、外に対して見える形で自らの研究経過なり研究プロセスがどのように教育に反映されているか、やはり出していく必要があると自覚しております。

【栗林委員長】そうしましたら、ご指摘にお答えいただいたということで、次につなげていただきたいと思えます。基準6、基準7について、山崎委員の方からご発言いただけますか。

【山崎委員】はい。それでは、基準6、基準7について意見を述べさせていただきたいと思えます。大学の組織というものをあまりよく存じ上げませんので、的外れではないかというふうなこともあろうかと思えますけれども、ご容赦いただきたいと思えます。なかなか大部の資料、十分読み取れたかどうか自信もちょっとございませんので、それはご容赦いただきながら、素朴な質問というようなことでお受けいただけたらと思えます。

まず基準6の教育の成果ということでございますけれども、これはどのように成果を測るのかという大変難しい課題であろうかというふうに思いますが、その困難性にこれまであまり十分にやってこなかったという反省も、これは教育委員会の所管であります初等中等教育においても言えるのかなというふうに思っております。そういった意味では、外部に対して分かりやすいメッセージ性を持った目標や指標を示すということが大事だと、こう思えます。そういった意味で、

この観点6-1-1にございます、先程来話になっておりますカリキュラム・フレームワークの構築というのは、非常に大きな意味を持っていることで、私も他の大学でどうかというのは存じ上げないのですが、先ほど位藤委員の方から参考にとというようなお話がありましたように、やはりこれは非常に先進的な取組なのかなと感じた次第であります。

ただ、このことについて、ちょっと2点ございます。その一つはまず、現在作っておられるカリキュラム・フレームワークの、この資料の73ページの下の方に、大学の「教育企画委員会が立案し」という形で、その作成について手順が書かれているわけでございますけれども、これにつきまして、いわゆる成果というのは、卒業生が教員になってどういう力を付けたのかと。こういう意味合いからいたしましたら、例えばその就職先であります小中学校、高等学校の現場の声、あるいは教育委員会の声を参考にさせていただくような、そういうふうな取組をなされる予定があるのかどうか。もし出来ましたら、そういうふうなことも含めていただければありがたいというところが1点ございました。

それと、もう1点は、非常に素晴らしいことだというふうに思うのですが、大学の先生といいますのは、あまり枠組みをガチガチにしていると、自由な発想、自主的な発想に基づく研究姿勢というのは崩れるのではないかと、ちょっと危惧もいたしまして。そういったものがあってこそ、大学の良さみたいなものもあるのではないかと。その辺の兼ね合いをどのように取り込まれるのかというふうなことがございますが、ただ全体としては、そういった非常に外部にも分かりやすい指標なり、そういったものを持たれるということは素晴らしいことであると思っておりますし、今後も推進の状況について期待したいと思っております。

次に観点6-1-3の学生による授業評価ということでございますが、これは大学の方が先行されまして、初等中等教育におきましても現在進めているところです。大阪府内の公立学校におきましても、平成16年、17年に、先行実施というか、研究授業をやって参りまして、18年度では、大阪府内の公立学校では、小学校で既に授業評価、子どもによる授業評価を97.8%、中学校で93.8%、高等学校で66.3%が授業評価をやっているという状況になっております。その中で、私どもの方でも議論して、重要だと考えておりますのが、授業評価すること自身に意義があるというのではなしに...ですから評価が悪いからその先生が悪いというのではなしに、この授業評価を通じて教員が評価結果に基づいて授業改善を行う。それから、ちょうどこちらの方を見させていただきまして、報告書の中にも書かれていて、ちょっと後ろ向きな職員の方の声も載っているように思うのですが、いわゆる評価の結果で、例えば80%だから良いとか、そういうことではないのだというのが、私どもがいろいろ小中高等学校でやってきて分かってきたことであります。そして、その数字が低い原因、そういったところを十分に把握して、それが教員の意図するところが子どもたちに伝わっていないというところの問題点、そういったものをどう改善するのかというふうなところが大事なのではないかと、それから子どもたち自身が自分の授業態度を振り返るというための指標にするというところが大事なのではないかと、このように考えております。必ずしもこのパーセントが非常に高いということをして良しとするのではないというところが十分理解されないで、数字だけが一人歩きするということになりまして、本当に教育の場としての本質というのが抜け落ちるのではないかと感じた次第です。

そして、卒業生に対するアンケートも実施されているというふうに向ったのですけれども、少し具体的な内容までまだよく見させていただいていないわけですけれども、そういったことも非常に大切であると思いますし、その中でどういう項目を取り入れるのか、盛り込むのかということも非常に大事なのではないかなというふうに思っております。簡単な発言で申し訳ないのですが。

それから、観点6-1-4の進路状況についてでございますけれども、そこでも書いておられますように、私ども大阪府におきましても、団塊世代の大量退職というようなこともございまして、採用増ということがございます。その結果ということも、やはり大きくございますので、これについての評価という意味合いでは、慎重に判断していただく必要があるのではないかなというふうに思っております。ちなみに大阪府では、平成11年では全教師合わせて145人というような採用でありましたのが、この3年ほど、2,000人を超える採用になっております。したがって、そこで既にもう20倍ほどの採用状況が現れているということがございますので、それを十分考慮していただきながらこの評価を行っていただかなければいけないのではないかなと思っております。ちなみに今年、平成19年の採用は2,310人というのがございます。来年はこれは4月2日に公表いたしますが、ほぼ同じ2,200人ほどの採用を考えております。ただ、その中で、本学がメインに置いております小中学校につきましても、暫減というような形になっておりまして、今後は少し高校の方が増える状況にございますけれども、小中学校の方は徐々にこの数が減っていくという状況がございます。そういったところの中で、如何に成果を上げていくかという活路をとっていただくのかなと思っております。

その中でも、私どもの方として、今、採用前の学生の資質向上...という変な話ですけれども、大学と教育委員会との手を繋いだ資質向上の方策ということが大変大事なかなと。先ほどボランティアとか、そういうふうなことを仰っていましたが、大阪の方にもたくさん学生の方に支援いただいて、本当にありがたいと思っておりますが、もう一つ、来年度から大阪府の教育センターで、土曜日にカリキュラム・ナビ講座というものをを行います。これは自主的な研修ということで、現職教員に、教員を目指す学生も参加していただけるというふうな土曜日の取組を始めたいと考えております。そういったことも含めまして、今後一層教育委員会、そして小中学校、高等学校と手を繋いだ教員育成が必要なのではないかなというふうに感じた次第です。

次に基準7の学生支援等についてでございますけれども、まず驚いたのは、観点7-1-1、7-1-2で、ガイダンス、学習相談・助言について、1回生に対して学外の合宿研修を行っておられると。大学でもここまでやっておられるのかというので、私どもの所管している初等中等教育では結構あることなのですけれども、非常に他の大学のことは分かりませんが、何とも言えないのですけれども、素晴らしい取組かなと思いましたが、オフィス・アワーの設定なども含めて、きめ細やかに学生を支援されているなど。仰っているように、大規模でも出来るのかもしれないが、小規模大学ということでございますけれども、そういうやっぱり教職員と学生との非常に密接な人間関係というものがそういうところで醸成されて、非常に取組として評価できるのではないかなというふうに感じた次第です。

観点7-1-5のところ、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援という

ところでございます。ここで少し気になりましたのは、特に障害のある学生、現在聴覚障害者1名ということでございますが、資料7-3-3のところで障害がある学生への支援についての案というものを作っていただいております。入学した場合や、そして入学後の学生が障害を有することになった場合についての対応がまとめられているわけですが、こういった対応が迅速かつ的確に行われているとういことが大事です。ということを感じるとともに、これは基準4にも絡むのかなと思うのですが、入学自体のバリアフリーという点について、出来ればもう少しご説明いただけたらありがたいなというふうなことを感じる次第です。即ち、障害がある故に大学教育から排除されていないということを外部に対してもしっかりと明示され、取り組まれるということが大事なのではないかというふうに思うわけです。特に国の方では、初等中等教育で障害児教育については平成19年から特別支援教育ということになりまして、いわゆる障害のある子、ない子がともに育つ **inclusive** な社会を作っていくという観点で、大学においてもそういう取組が明示されることが必要なのではないかと感じた次第です。それと、またこれは後でということになるのですが、最後にこの外部評価、先ほどお話しさせていただいて、なるほど先進的な取組ということでこういうことなのかなと思ったのでございますけれども、できましたら要望として、この文章、なかなかこれだけ読むのは大変でございますし、会議数時間だけで判断するのは極めて困難かなと思っております。今後のことでありますけれども、実際に学生たちの様子を参観させていただくというようなことでしたり、教職員のたくさんの方からのヒアリングを行う、そういったことが不可欠ではないかなというふうに感じております。その辺も、是非今後のこととしてお願いできたらありがたいというふうに思っております。

【栗林委員長】ありがとうございました。ご指摘いただいた点で、お答えいただけるものがありましたらお願いできますでしょうか。

【重松理事】カリキュラム・フレームワークは、現在教育企画委員会から手を離れて、教育課程開発室の方でやっておりまして、その成果、これ自身が直接成果を出したと言えないわけですが、いわゆる就職先での評価というものはですね、一応就職先評価というものをつい最近出させていただきました。覆面で、奈良県の小中高等学校、諸学校にアンケートをしまして、校長先生に本学の卒業生も含めてどういう特色がございますかということの評価していただきました。さらに、これは文部科学省からいただいた教員養成GPの一環としましては、卒業生の、就職した1年目の人を校長先生に評価いただいた事例もございます。

あるいは、逆にカリキュラム・フレームワークが束縛をするのではないかとということですが、これは最低基準として、先生方の授業を100%変えてしまうということではなくて、少なくとも免許課程としての、教員としての能力を養成するという基準として、きちんと関係づけをしてくださいということを確認にしたいと考えております。

それから、授業評価をし放しではないかということは、これはよくあるのですが、先ほど委員会の方から、授業評価をどう活かしているかという先生方へのアンケートをして、具体的にどう改善をしましたかという、具体的にその成果というものを問うております。

入試課長の方から、特別支援の方は如何ですか。

【入試課長】基準4のところ、特別支援に関して入学前に願書を出していただく前に、本学の方を受験したいという意志がございましたらこちらにお問い合わせくださいということで、募集要項、選抜要項の方には問い合わせ先ということで、入試課の連絡先を出してございます。メールあるいはFAXあるいは電話でご相談をいただければということで、本学の方を受験する場合には、いつでも門戸を開いてございます。ですから、先生方、門を入ってこられた際に、足下を見ていただいたら分かりますように、視力障害者用に一応準備はしてございます。以前にも車いすの方がおられたということでございますので、本学としては全て排除するというのではなく、全て受け入れるという準備はしてございます。以上です。

【重松理事】現在いる学生で、視力がかなり弱い学生ですけれども、本人に聞いて、どれくらい必要であるかということの本人のニーズに合わせて 一方的にこちらがサポートするのではなくて そういうサポート体制を取っております。

それ以外は如何ですか。

【山邊副学長】最後にご指摘のありました、外部評価に当たる場合には、授業参観、それから学生教職員の声というのも必要でございました。今回自己評価書のみの評価ということですが、その必要性は私も自覚しております。ただ、それをやると時間的には1日かかってしまうのですが、次回には是非。今回はどうしても年度末ということで、ちょっと言い訳になりますけれども、学生もいない時ですので。必要性は自覚しておりますので、次回の外部評価で考えたいと思います。

【栗林委員長】それでは、時間もおして参りましたので、基準8、9に関わって、安部委員の方からご発言いただけますか。

【安部委員】それでは失礼いたします。基準の8と9でございしますが、まず基準の8につきましては、施設・設備ということでございます。これは文章より百聞は一見に如かずということでございますけれども、ここに来る前に少し学内を散策いたしまして、バリアフリーだとか 教室の中は見せていただけませんでした。視覚障害者のための、そういうことはここに書かれているとおりに感じました。

特に先程来ご説明がありましたけれども、奈良教育大学の、図書館ではなく「学術情報研究センター」という方式で情報というものを一元化しているということ、これは非常に高く評価されるだろうと思います。一つお聞きしたいのですけれども、図書館の開館時間が平成16年度は22時まで、それ以降1時間短くなっていて、あるいはこれと反比例するように、日曜祝日は試験前だけだけれども開館するという。これは、日曜祝日に開くということは、職員の勤務とも関わって大変だと思っておりますけれども、兵庫教育大学は地理的な条件もございまして、年中無休でやって

おります。で、奈良のように県立図書館であったり、市立図書館であったり、あるいは他の大学があるというような、うちの大学ではそういう環境ではございませんので、地域住民との交流も考えますと、どうしても図書館を開かざるを得ない。職員も、基本的にはアルバイトの学生を使いながら、しかし必ずそこには職員が配置されているという形でやっております。単純には比較できませんが、そういうところがあると思います。

もうひとつはですね、場所によっては 17 年度までや 18 年度も入っているデータがあるのですが、でも、確か 18 年度から奈良教育大学の機関リポジトリの採択があったと思うのです。そのリポジトリに関して一言も書かれていないので。それは今始まったばかりなのですから、どういうふうな取組にしようとしているのか、あるいはせっきく学术情報というところでこういう予算が付いたわけでございますので、どういうふうな将来展望を持っているのでしょうか。この評価としては、計画のものは書けないということもあるのでしょうかけれども、せっきく数少ない採択項目の一つでございますので、是非書かれては如何かなと思ったのですけれども。

観点 8-1-2 でございますけれども、ハード面といいますか、設備が充実したのはよく分かるのですけれども、それが具体的に有効に活用されているかどうかということに関しては、先ほど他の観点でもあったと思うのですけれども、なかなかそれは示しにくいところではあるかと思うのですけれども、戴いた自己評価書の別添資料の中にも、そういう、どう具体的に有効なのかということに関してのアンケートとかございますけれども、ちょっと見えにくいところがあるような気がします。

基準 9 でございます。教育の質の向上及び改善のためのシステムということでございますけれども、ここではですね、観点 9-1-1、9-1-2、9-1-3...。9-1-3 でございますが、学外関係者の意見にどういうふうな形で反映されているのか。で、先ほどからいろいろご説明もございましたけれども、ご参考になるかどうか分かりませんが、うちの大学ではですね、2 年ほど前から“Hyokyo-net”というものを作成いたしまして、全卒業生、学部・大学院のメーリングリストを作りまして、早急にですね、現場でこういうことがあって非常に困っている、具体的にどうすればいいのか、即時的に対応できるようなシステム 実際これにどこまで活用されているかということはまだ始まったばかりなのですから、そういうふうな設備・環境は整えております。

それともう一つ、これは学外関係者だけではないのですけれども、「スクール・パートナーシップ事業」というものを立ち上げておりまして。ご承知かもしれませんが、全教官がですね、小中高幼、養護学校等なのです。自分はどういう貢献が出来るかという一覧表を作りまして、県下の現場の方にそれを配って、無料でやっております。年間二、三百件の要請があります。常に先生方は、学内研修会だとか、こういう課題に対して解決してもらいたいとか、全部無料で出かける。ところがですね、タダということで本当にあの…タダだと何でも呼ぼうということがございまして、来年度から若干、2 万円ほどでございますが、あるいは交通費は出していただくということで、若干負担をいただくと。そういう積極的に現場の方に出て行く、打って出ていくという姿勢というものを、卒業生を巻き込んで展開されているのではないかなという感じがいたします。

観点9-2からのFDですね。FDに関しては、先ほどからいろいろな意見がございまして、これは本当に、各大学とも頭を悩ましているところだろうというふうな。どういうふうに、学生の意見を聴けばそれでいいのかという問題ではないと。兵教の場合はですね、相互のチェックということで、授業の中に大学教員を強制的に参加させて、教員から、教員の目で授業を評価してもらおうというようなことをやっております。私も長らく評議員をやっておりますので、評価をやったりとか、学位授与機構に出かけたりとかしますけれども、どうも大学というのは、評価文化から一番遠い領域でございまして、大学の先生が評価される…評価するのは良いけどされるのはいやだという意識をどう変えていくのかという、これは本当に大きな問題だと思うのですけれども。かなり強制的に、この授業はこの先生とこの先生とこの先生と、5人が必ず聞きなさい、それに関して意見を言いなさいというような形で。最初はいろいろな意見がありましたけれども、そういうことが定着していくと、かなり授業も改善されてくる。この中で、資料の中にはシラバスに反映されたというようなことが書かれていますけれども、今日ここでシラバスを見せていただいたのですけれども 別添資料の中には当然大量のものになりますので、ございませんでしたがそれが具体的にどのような形で教職員のニーズが反映されているのかということが見えにくい。これは求めることが酷なのはよく分かるのでございませけれども、FDに関してのこの観点の部分はもう少しデータというか、なるほどと思わせるようなものがあればというような気がします。先ほど授業計画、シラバスを見せていただいたのですけれども、より丁寧な先生とそうでない先生があるように思います。

うちの大学が良いというわけではないのですけれども、どういうことをやっているかということ、シラバスにどう反映していくかということで、今年度から、各授業回ごとにどういう授業をするかということ必ず書かせるということ。大雑把なことでは許されない。この授業で4月何日の授業は何をやっているのか、この授業は何をやるんだと、こういうふうには分けられない授業もございませけれども、その場合も出来るだけこの3回の中でこういうことをやるという大枠を示しながら、学生に対するサービスを徹底しようという。そういうようなこともやっておりますので、ご参考になればと思うところです。

基準8、9に関しては以上でございませけれども、あと一つは、今日ちょっと資料を学生の方から宣伝してくれということもございませましたので、兵教の…これは奈良教育大学の方も学生の支援の中でやられていると思いますけれども、文科省の現代GPに採択されて動き始めて、この採択が切れてもこれはそのままやっというここと。「NANA っくす」とういのは、”Network Association for Non-Attendance Children Support”の頭文字を取ったもので、不登校の子どもたちに、学生と教官がサポートしていくと。むしろ学生たちは、クラブ活動もそうですけれども、この「NANA っくす」とか、現場の中に関わっていくことで、非常に授業以上に学ぶ点だとか、あるいは個々の子どもたちと接する中で教員としての使命を自覚したりですとか、ある意味教育実習よりも大きな役割を ほとんどボランティアなのですけれども そういうものを大学としてどう支援していくのか、どうサポートしていくのかというような形で、立ち上げは文科省の予算を使わせていただいたのですけれども、こういうふうなことも学生支援の一環としてやっているということ、既に奈良教育大学さんの方でも取り組まれているとは思いますが、

Hyokyo-net だとか、スクール・サポート事業とか…、もしご参考になればと思ひまして、兵庫教育大の状況をお伝えしました。以上でございます。

【栗林委員長】 どうもありがとうございました。ご指摘いただく点はありますか。

【重松理事】 はい。FD に関して、安藤先生、ご説明お願いします。

【安藤 FD 委員長】 この冊子（冊子 3-2-2 『平成 16 年度・平成 17 年度 ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書』）は昨年度までの実践でして、今年度は今原稿を集めている段階です。今年度については、一つは FD 活動自体全学的な形でもう少し広げたい、量的な拡大というのを目標として活動して参りました。そして授業評価アンケートの実施率を高める、この冊子は 60%前後ということでしたけれども、今年度前期の場合の実施率は 75%までに上げました。

それから、先ほど繰り返し出てきています授業評価アンケートについて、どう授業改善に活かすのかということですが、一つは、先ほど重松理事から言っていただきましたように、昨年の 11 月に前期の授業評価アンケートについて振り返ってもらう、あるいは昨年度のアンケートを振り返ってもらって、後期の授業について、自分の授業についてどう改善をしたのか、そういう調査をしています。ここにありますのは、その返ってきたものですが、ですから、学生さんの声をどのように自分の授業改善に活かすか、それを FD 委員会として調査をしたということです。

もう一つは、大阪教育大学さんでも、あるいは近隣の私立の大学でもやっていることですが、そのアンケートのフィードバックというか、時間がちょっとかかるというか、結果についての。それで今年度後期については、項目をこの冊子にある項目以外に文章記述で、それは別に担当者の先生に即座に返してもらう、そういうことをやっております。

それから 3 番目は これは本当に FD 委員の個人的な試みとしてですが、この冊子にも書いていますが、学生さんが本当に、無記名ですから、どこまで真剣にやってもらっているのかということ。学生自身が自己評価ということで、全ての学生さんとは言えませんが、どうも先生方の声を聞いていると、私自身もそういう覚えがあるのですが、いい加減に評価をしている学生さんもいるように思われるので、そういうような学生さんの自己評価表というのを本当の試みですが、それを後期に少しやったことがあるということです。以上です。

【長友副学長】 先ほどご質問と申しますか、ご指摘ございましたので、図書館についてちょっと補足的な説明をさせていただきたいと思ひます。学術情報研究センターというふうになりましたのは、昨年の卒業式の日なのでありますが、ICT 化が進んで来るとことを予想しておりましたので、こういう形で図書館を学術情報研究センターのメインの館になるわけですが、こうしたことが、今後有効に働くだらうと考えております。

先ほど開館時間のことについて、以前 22 時までだったのが 21 時までにとのことなのですが、

付属のこの添付資料の方に 月別のデータは後ろの方にはありますのですけれども 時間別の利用状況の統計も取っております。夜間の大学院もありますので、出来れば22時までというのは継続しなかったわけですけれども、利用者数とアルバイト、職員との兼ね合いで、やむを得ず21時に戻したという経緯がございます。それからリポジトリのことですが、108ページに2行だけ書いてございます。「学術コンテンツ基盤構築事業委託事業として採択された」としか書いてありませんが、年度内に公式公開することを目指しておりまして、3月1日に公式公開いたしました。現在、登録数は400足らずということですが、頑張って徐々に増えつつあります。この点もICT化を見越して、学術情報研究センターという、情報処理センターと一体化させたということが非常に有効に働きました。

後ろ、パワーポイントをご覧ください。NEAR “Nara university of Education Academic Repository”の略なのですけれども これがホームページから閲覧できるリポジトリでございます。

【栗林委員長】ありがとうございました。以上で基準についての概括を終えたわけですが、それぞれの項目に亘って委員の方々から自分の持ち分以外のところでご発言いただくことになっていたのですが、予定の時間があと5分しかありませんので、特にご指摘いただくこと...質問等分からないところがあってお願いしようと思っていたのですが、ちょっと時間がなくなりました。どうしてもここだけはというところがあったらご指摘いただきたいと思うのですが、この後の、評価内容に関わる点については、きちっと踏まえておく必要があると思うのですが、ポイント的に一言だけ、これというところがもしありましたら、と思いますけれども。

特に無いようでしたら、私の方から、これは評価全体に関わると思いますので、一つだけ述べさせていただきたいと思いますのは、基準3の23ページ、大学院設置基準による専攻別教員充足状況という、これはいくつかの自己評価の中にも書いていただいております、欠けているところがあると。現段階であって、教職大学院の準備のために、経過的にそういうことが起こってしまうという実態があるという、そういう評価がされているわけですが、ご存じのように学校教育法は、この点については全体としては事前審査から事後評価という大きな流れはあるにしても、最低限の状況は満たしてください。これは非常にはっきりしておりまして、実はお恥ずかしながら、我が大学でも似たような状況で、奈良教育大学さんより遙かにたくさん人員を抱えておるのに、これと同じような状況になっているというのは赤面ものだと思うので、これだけの人数の中で良くやっておられると思うのですが、この点について欠けているというのは、経過的な措置であるにしても、基本的にはやはり、大学として、つまり評価とは外形的な状態を満たした上で、内実をどう充実させていくか、こういうことが基本になっておるものですから、この点については様々な状況があるにしても、満たさなければ。満たせないのであれば、直ちに組織変更をしなければならない、こういうジレンマに我々は陥っているわけですので、この点についてはやはり大きな改善点として言えるのかと思っております。

その他如何でしょうか。それからもう一つ質問させていただきたいのですが、ステークホルダー調査は、先ほどご指摘があったように、卒業された方、それから学外一般の方たちに対する、

何か大規模なステークホルダー調査というのはされていますか。

【重松理事】先ほどですね、卒業生が含まれているであろうという分に関わっての調査はベネッセに委託して実施しまして、最近その結果がまとまりました。今日お持ちしているのですが。

【栗林委員長】私がお聞きしたかったのはそうではなくて、ステークホルダー、利害関係者と普通言うわけですけども、会社でしたらお客さん、それから大きな会社なら子会社それから様々な周辺機関を指すわけですね。我々の場合は、それでは何を指すのかということですけども、卒業生が一つですよ。それから学生、学生の保護者、それから同様な研究機関、それから行政機関などもステークホルダーとなります。そういうような包括的に調査するというようなことを試みられているのかどうかということ。随分お金はかかるのですけれども。

【重松理事】その一環としまして、校長先生の方に実施したということがご報告なのですが。全体的にはまだです。

【栗林委員長】ありがとうございます。委員の方たちの中で是非ともということでありましたら、あと一つ二つお願いして、次の段階に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。そうしましたら、基準について、全体として委員の意見を述べさせていただいて、ご質問にも答えられる範囲で答えていただいたと。16時20分からということで、外部評価委員のみで意見交換、それから全体の報告書の作成に向けての打ち合わせをしたいと思いますので、これは別室でということ。それでは、別室に移っていただくことにしたいと思います。

(以上)